

奈良県告示第二百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年九月三十日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	
五條市西吉野町城戸（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	五條市西吉野町城戸（〇〇三）土石流特別警戒区域	次の平面図のとおり	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課
十津川村神下（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	十津川村神下（〇〇四）土石流特別警戒区域	次の平面図のとおり		
					奈良県五條土木事務所及び十津川

戒区域		十津川村折立（〇〇四） 土石流警戒区域	次の平面図のとおり		奈良県五條土木事務所及び十津川村役場防災対策課
別警戒区域		十津川村折立（〇〇四） 土石流特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場防災対策課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。